

川越市保育ステーション条例施行規則（案）の概要について

令和2年4月
こども未来部保育課

1 制定の趣旨

本市は、保育の利用に係る送迎に困難を抱える家庭の利便性の向上及び子育てをする家庭に対する支援の推進を図るため、川越市保育ステーション条例（以下「条例」といいます。）を制定しました。

令和3年度に予定している供用開始に向け、休業日や利用時間等、条例の施行に関して必要な事項を定めるため、川越市保育ステーション条例施行規則（以下「規則」といいます。）を制定しようとするものです。

2 規則（案）の主な内容

規則（案）に定める主な内容は、次のとおりです。

(1) 休業日及び利用時間に関する事項

川越市保育ステーションを利用することができる日や時間について定めようとするものです。

(2) 定員に関する事項

川越市保育ステーションの定員について定めようとするものです。

(3) 条例第2条第1号で定める対象施設に関する事項

施設の利用に係る児童の送迎の際の一時的な保育を実施する場を提供し、及び当該保育を実施する事業に関する対象施設について、市立保育所及び認可保育所以外のもので定めようとするものです。（市立保育所及び認可保育所は、条例で対象施設として規定されています）

(4) 条例第2条第2号で定める一時預かり事業の類型に関する事項

川越市保育ステーションで実施する一時預かり事業の類型について、定めようとするものです。

(5) 利用対象者に関する事項

川越市保育ステーションの利用対象者となるのは、原則、市内に住所を有する人ですが、やむを得ず居所を有することとなった人について、やむを得ない場合として認められる事由を定めようとするものです。

(6) 利用手続き等に関する事項

川越市保育ステーションの利用に関して、許可の申請や利用許可、利用の変更等に関する手続き及び申請書等の様式について定めようとするものです。

また、使用料の減免及び還付に該当すると認められる事由や、使用料の納付期限について定めようとするものです。

3 規則（案）の施行期日

条例の施行の日とする予定です。